

特別養護老人ホーム有明園利用料金表

令和8年6月1日～

(1) 施設サービス費

1) 介護サービス費

1日あたり

要介護度	従来型	ユニット型	備考
要介護1	589単位	670単位	※地域区分（7級地） 1単位＝10.14円 左記の月額単位数と各加算単位数合計に10.14を乗じた金額がサービス費の合計となります。
要介護2	659単位	740単位	
要介護3	732単位	815単位	
要介護4	802単位	886単位	
要介護5	871単位	955単位	

※前年の所得に応じて負担割合（1割～3割）が異なります。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。

2) 加算

1日あたり

	サービス内容	算定項目	単位数
体制加算	日常生活継続支援加算1	(従来型)新入所のうち重度者の割合が一定以上あり、介護福祉士が利用者に対して6:1	36単位
	日常生活継続支援加算2	(ユニット)新入所のうち重度者の割合が一定以上あり、介護福祉士が利用者に対して6:1	46単位
	看護体制加算Ⅰ1	常勤の看護師を配置している場合	6単位
	看護体制加算Ⅱ1	看護職員の配置が基準より1人以上回り、かつ24時間連絡体制を確保した場合	13単位
	夜勤職員配置加算Ⅰ1	(従来型)夜勤を行う介護職員の数が基準より1名以上回る場合	22単位
	夜勤職員配置加算Ⅱ1	(ユニット)夜勤を行う介護職員の数が基準より1名以上回る場合	27単位
	個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員を配置し、個別に作成した機能訓練計画を計画的に実施した場合	12単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省へ提出し、実地の為に情報を活用した場合	20単位/月
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出、サービス提供のために有効活用した場合	40単位/月
	安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	20単位(入所時1回)
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新興感染症の対応を行う医療機関と連携した上で、当該医療機関等が行う院内感染対策に係る研修又は訓練に年1回以上参加する	10単位/月
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の実地指導を受ける	5単位/月
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	テクノロジーの活用と業務改善を通じて、職員の負担軽減とサービスの質の向上の取組を継続的に行う	10単位/月
	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	(介護サービス費＋各種加算)×17.6%が加算されます	
対象者加算	若年性認知症入所者受入加算	64才未満の若年性認知症の方を受け入れた場合	120単位
	外泊時費用加算	入院した場合や居宅に外泊した場合、1月に6日を限度として算定	246単位
	初期加算	入所日から30日間および30日以上入院して再入所した場合	30単位
	再入所時栄養連携加算	入院前と大きく異なる栄養管理が必要となり、当該医療機関と相談した上で計画を作成した場合	400単位(1回限り)
	経口維持加算Ⅰ	摂食障害で誤嚥が認められ、医師の指示により経口維持に取り組んでいる	400単位/月
	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定し、多職種協働の取り組みに医師等が参加した場合	100単位/月
	口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行った場合	90単位/月
	療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を医師の指示に基づき提供した場合、1日に3回を限度	6単位/回
	特別通院送迎加算	透析を要する入所者で、送迎が困難でやむを得ない事情があり、1月に12回以上通院の為に送迎を行った場合	594単位/月
	配置医師緊急時対応加算1	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し、診療を行った場合	325単位
	配置医師緊急時対応加算2	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し、診療を行った場合	650単位
	配置医師緊急時対応加算3	体制を確保し、配置医師が求めに応じ、深夜に施設を訪問し、診療を行った場合	1,300単位
	看取り介護加算Ⅱ1	看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前31日～45日以下)	72単位
	看取り介護加算Ⅱ2	看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前4日～30日以下)	144単位
	看取り介護加算Ⅱ3	看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日以前2日又は3日)	780単位
	看取り介護加算Ⅱ4	看取り介護の体制を整備して、施設内で看取りをした場合(死亡日)	1,580単位
	新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、月に1回連続する5日を限度として算定	240単位

※ 職員の配置状況等により加算変更があります。その場合は事前に負担額を通知します。

(2) 利用者の負担軽減について

1) 社会福祉法人等利用者負担軽減

対象費用	施設サービス費 居住費 食費
減額割合	利用者負担額の25/100(高齢年金受給者等は50/100)、100/100(生活保護受給者)

・対象の方は「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」をご提示ください。（低所得で特に生計が困難な方）

2) 高額介護サービス費

・介護保険サービスを利用した時の1割～3割の合計額が、負担上限額を超えた場合、市町村に申請をすると上限額を超えた分を「高額介護サービス費」として市町村から支給されます。詳しくはく区役所にお問合せ下さい。

(3) 居住費・食費

2) 令和8年6月～7月

1日あたり

負担限度額		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	従来型	300円	390円	650円	1,360円	1,820円
	ユニット型					
居住費	従来型	0円	430円	430円	430円	915円
	ユニット型	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円

3) 令和8年8月から

1日あたり

負担限度額		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	従来型	300円	390円	680円	1,420円	1,820円
	ユニット型					
居住費	従来型	0円	430円	430円	530円	915円
	ユニット型	880円	880円	1,370円	1,470円	2,066円

(4) その他の日常生活に要する諸費用

種別	内容		自己負担額
理美容代	・定期的に理美容店の出張サービスがあります。		実費
電気製品等持ち込み料	・テレビ、ラジカセ、パソコン、携帯電話等個人の電気製品等を持ち込んだ場合。 充電式電気カミソリは除外します。なお、1品増えるごとに500円とします。 ・入所、退所月は日割りとします。		2品まで月1,000円
お預かり代	・契約終了後、6か月を限度に私物を預かる場合。ただし、大きさと数量により金額が異なります。また、その際の保管保障に関しては責任を負えません。		月1,000～3,000円
日常生活品等処分手数料	・10kg入りみかん箱程度の大きさが4箱以内 ・粗大ゴミ		1,000円 実費
新聞・雑誌代	・外注納入が可能な物で個人が利用した場合		実費
クリーニング代	・園で洗濯できない特殊な私物の衣類のクリーニング		実費
レクリエーション等代	・誕生会、行楽、ショッピング、アトラクション他		無料
健康管理費	・インフルエンザ予防接種代等 ・施設内の医務室又は協力医療機関の医療費		実費 自己負担額実費
日常生活品の購入代行	・必要に応じて日用品購入のお手伝いを行います。		無料
特別な食事	・個人の希望により特別に用意する食費(行事食)		通常料金に450円加算(回)
	・個人の希望による喫茶代		100円／日
	・通常提供する食事以外に特別に提供する嗜好品等(糖尿病等の治療食は除く)		実費
振替手数料	・利用料金口座振替の場合		100円
金銭管理サービス	・金銭の管理が明らかに困難な場合に限り行います。		月500円
	管理する金銭の形態	園が指定する金融機関の現金通帳	
	印鑑保管場所	事務所金庫	
	通帳保管責任者	生活相談員	
	印鑑管理責任者	庶務主任	
	＊別途、金銭出納管理契約書を結んでいただきます。		

(5) 利用料金の支払い

- ・毎月末日(土、日、祝日の場合は翌月初めとなります)サービスを利用した翌々月に利用料等の請求書を送付します。振替の場合は、発送月の翌月15日に指定の口座より振替となります。(銀行休業日の場合は翌日)
- ・振込の場合、振込手数料は入居者負担となります。また、領収書は入金確認後、翌月の請求書と共に送付します。